

## 第70回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 平成29年7月21日（金） 午後2時から午後4時10分まで

2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室

3 出席者

(1) 会長 小室 充孝

(2) 委員 本田 耕一、片桐 晃、椎野禎章、乃美 香津子、堀 基泰、丸山秀和  
宮崎 英典

(3) 事務局 柏木総務課長、武井副課長、望月行政情報係長、安部主事

(4) 説明員 (下水道総務課) 清水課長、福田業務係長  
(営業課) 笠間課長、矢島副課長、渡邊総務係長、栗原主任

4 資料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開 会

(2) 議 事

要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長        それでは諮問事項ア「下水道使用料管理事務」を審議いたします。内容の説明を求め  
ます。

< 下水道総務課説明員入室 清水課長が資料 1 に基づき説明 >

説明員        それではご説明いたします。本市の下水道使用料は、上水道の使用水量に応じて金額  
を算定しており、本市水道局に賦課徴収事務を委託しております。また、下水道使用料  
の賦課は、水道局が付番した「需要者番号」ごとに行っております。下水道の使用開始  
の事務の流れを簡単にご説明いたします。まず各ご家庭等が下水道に接続しようとする  
ときは、接続工事に係る申請が下水道総務課へ提出されます。その申請に基づく接続工  
事の完了後、下水道使用者から「下水道使用開始届」が提出され、その内容に基づき、  
下水道総務課が下水道使用開始に伴う事務手続きを行い、下水道使用料の賦課・徴収が  
始まります。

本年 5 月 31 日に、本市の下水道使用料に徴収漏れがあることを公表いたしました  
が、その原因として、無届で下水道への接続を行った工事や本市の下水道使用料に関す  
る料金管理システムへの入力漏れのほか、1 つの建物を 2 世帯住宅にしたことによりメ  
ーターを新設、追加するといった際、需要者番号が追加となる場合がありますが、下水  
道に係る工事がなく、下水道使用開始届等が提出されず、下水道総務課で需要者番号の  
追加や変更が把握できなかったことにより、下水道使用料を賦課されない事例が確認さ  
れております。そこで、需要者番号の追加・変更情報等を把握するため、新規や改造で  
給水装置工事施行承認願、いわゆる給水設備台帳が新たに提出された方の情報を確認す  
ることが、徴収漏れの再発防止のために必要となります。

ここでお手元の資料「水道局と下水道部のデータの受け渡しについて」をご覧ください。  
給水装置の新設や改造をしようとする利用者から「給水装置工事施行承認願」、いわ  
ゆる給水設備台帳が提出されます。水道局は、その内容をもとに受付一覧表を作成しま  
す。その一覧表に入力される「工事申込者や土地・家屋所有者の住所・氏名、給水装置  
所在地、需要者番号等」のデータの送付を水道局から下水道総務課へ受け、そのデータ  
と下水道総務課で保管する排水設備台帳の内容を突合し、需要者番号の変更等の確認を  
することにより、下水道使用料の徴収漏れを防止しようとするものです。資料の横長な  
ものが、いわゆる給水設備台帳です。また、縦長のものが、排水設備台帳です。なお、  
受付一覧表のデータのほか、配管図等の確認が必要となる場合には、いわゆる給水設備

台帳の写しの提供を受けるものです。以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 県の水道とも手続きは同じですか。

説明員 若干異なります。県の場合、番号が追加されたといった変更内容は、県のシステム上で確認でき、下水道使用料が徴収されていないことが分かるようになっていました。しかし、本市の場合は、そういったシステムがないため、給水設備台帳の情報の利用を考えているものです。

委 員 無届の工事があったということですが、それはどのようにして分かったのでしょうか。

説明員 本市の臨時職員が、接続促進といいまして、これは下水道に接続できる整備区域であるにもかかわらず、浄化槽が使えるからといった理由で実際には接続のない例が結構ありますので、接続のPRを行っています。その職員が巡回した際に、接続済みだと言われ、調べたところ本市に届けがなく下水道使用料が徴収されてないことが判明した、といった経緯になります。

会 長 目的外利用しようとしている情報は、今後工事がある分ですか。それとも今ある分も含みます。

説明員 徴収漏れの事前防止策として、今後の分を目的外利用したいと考えています。

会 長 既に徴収漏れになっているかも知れない分については、どう対応するのですか。

説明員 今回、徴収漏れの調査を行い、200件ほどの徴収漏れが判明しました。

会 長 それは臨地調査を行ったということですか。

説明員 はい、そのとおりです。今後も定期的に実施するような考え方もありますが、今回諮問している目的外利用は、今後の分となります。

委員 下水道使用開始届が無届の工事には、どのように対応するのですか。

説明員 給水台帳があり、しかも下水道処理区域内で新築になっているような場合は下水道接続が基本となりますので、そういった面でも給水台帳を利用したいと考えています。他にもいろいろな対策はとっていますが、その一環として、今回諮問しました。

会長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

会長 それでは、諮問事項アを承認することに賛成ということよろしいですか。

(異議なし)

会長 それでは、諮問事項アは承認することといたします。

会長 次に、諮問事項イ「水道料金徴収事務(水道料金システムにおける外部サーバの使用)」及び諮問事項ウ「水道料金徴収事務(インターネット水道受付システム(マイページ機能を含む。))の導入)」についての審議に入りたいと存じます。なお、両案件は、内容が関連していますので、併せて審議させていただきたいと存じます。内容の説明を求めます。

<営業課説明員入室 渡邊係長が資料2及び3に基づき説明>

説明員

それではご説明いたします。水道料金徴収事務において、新たにインターネットで水道に関する手続きが行えるシステムを導入するにあたり、小田原市個人情報保護条例第10条第2項に規定する「オンライン結合」に該当する部分があると考えられたため、諮問するものです。また、この度、「オンライン結合」は、外部サーバを使用して常時接続が可能な状態となる場合にも諮問されている実態があるとお聞きしました。水道料金徴収事務において既に運用している水道料金システムは、外部サーバを使用して常時接続が可能な状態で運用しているため、今回、併せて諮問し、ご承認をいただければと考えています。なお、説明は一括して行います。諮問イが水道料金システムにおける外部サーバの使用について、諮問ウが新たに導入するシステムに関係した部分です。

まず、全体的なシステムの構成をご説明いたしますので、別紙1「水道料金システム及び受付システムの運用イメージ」をご覧ください。中央に記載されております水道料金システムは、水道料金徴収の管理を行うシステムでございます。サーバは、外部のデータセンターに設置して、クラウドと呼ばれる広域ネットワークにより接続しております。通信回線には、インターネットではなく、VPN回線を利用しており、庁内LANシステムとも完全に切り離されております。なお、水道局職員は、水道料金徴収事務の受託業者から貸与された閲覧用端末で内容の確認をすることができますが、入力や修正等は行えないようにシステム上で制限されています。

次に左側には今回導入予定のインターネットの水道受付システムについて示しております。水道使用者はWEB画面から申込みをして、入力した情報はインターネット回線を通じてデータセンターに設置されたサーバに蓄積されます。料金センターの職員は、本システム専用のインターネット接続端末で情報を確認し、紙ベースで出力し、手入力で水道料金システムにデータを登録します。水道料金システムのネットワークとは切り離されているため、万が一の場合にも水道の使用状況などの情報が外部に漏えいすることはありません。

次に、水道料金システムにおける外部サーバの使用についてご説明いたしますので、資料2の諮問事案書及び添付資料の「水道料金システムにおける外部サーバの使用について」をご覧ください。水道料金徴収事務は、水道使用開始の受付から検針、水道料金の調定、収納、滞納整理等の料金徴収に係る一連の業務であり、平成19年10月から電算処理システムを含めて包括的に委託しております。この事務において取り扱う水道使用者の個人情報は、事務の効率的実施のため、外部サーバとなる委託先のデータセン

ターにおいて保存管理することとしており、常時接続が可能な状態でありますので、今回諮問するものです。水道料金システムは、水道料金徴収事務の受託業者である第一環境株式会社が独自に開発した「AQUA-V」というシステムを導入しています。サーバを始めとしたシステム本体をデータセンターで運用管理し、保守運用業務を集中的に実施することで、効率性向上を図っております。なお本システムは、平成19年10月の稼動開始から現在に至るまで、トラブルもなく順調に稼動しております。次に、システムの安全性についてご説明いたします。第一環境株式会社は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準であるISO27001の認証を取得し、そのマネジメントサイクルに沿った管理体制を構築しております。また、個人情報保護マネジメントシステムであるプライバシーマークの認証を取得し、個人情報の適正な取り扱いや管理に向けた体制を全社的に構築しております。次に、データセンターと料金センター及び水道局等との接続は、閉鎖されたネットワークを利用したVPN回線により通信を行っており、不正アクセスなどに対し、高いセキュリティを確保しております。インターネットとは切り離されたネットワークを利用するため、インターネットを介した不正アクセスや情報漏えいが防止できるものです。次に、サーバが設置されているデータセンターのセキュリティ対策についてご説明いたします。防火対策として、消火の際の機器へのダメージを最小限に抑えるため、窒素ガスによる消火設備を設置しております。水害対策として、データセンターは海拔23mの台地に建設されており、高波や豪雨の水害に対応しております。また、地震対策として、建物は震度7にも耐えられる耐震設計となっているほか、揺れを低減する制震ラックにサーバを設置し、サーバ等の損傷を防止します。次に停電対策として、無停電電源装置及び自家発電機を設置するほか、燃料供給会社とデータセンターへ燃料を優先供給する契約を締結しております。さらに、防犯対策として、24時間365日の有人警備や施設外周に機械警備システムを設置するほか、監視カメラやICカード、生体認証を利用した入室管理システムを導入しております。水道料金システムについての説明は以上でございます。繰り返しになりますが、本システムはこれまでも安全に運用してきておりますことから、今回ご承認をいただきましたら、今後も同じ形態により運用してまいりたいと考えております。

次に、インターネット水道受付システムの導入についてご説明いたしますので、資料3の諮問事案書及び添付資料の「インターネット水道受付システム（マイページ機能を含む。）の導入について」をご覧ください。現在、引越し等に伴う水道の使用開始や中止の手続きは、書面又は電話で行っております。電話による手続きは、水道局料金セン

ターの営業時間である、平日 8 時 3 0 分から 1 9 時までと、土曜日及び日曜日の 8 時 3 0 分から 1 7 時までの間に受け付けておりますが、水道使用者の方によってはご不便をおかけすることもございますので、利便性を向上するため、平成 2 9 年 1 2 月からインターネットで水道の手続きを行えるようにしようとするものです。水道使用者から申込みのあった情報は、クラウドサービスを利用してデータセンターに設置された当該システム開発者のサーバに保管され、料金センターの職員が常時個人情報を入手することが可能な状態となることから、オンライン結合に該当するものと考えております。また、マイページ機能を設けることにより、水道使用者による入力内容の確認や訂正ができるようにし、一層の利便性向上を図りたいと考えております。使用者がその都度、自己情報を登録するだけであれば、回線が常時接続とはなり得ないため、オンライン結合には該当しませんが、マイページ機能では、水道使用者と本システムサーバとの常時接続が可能になり、オンライン結合に該当するものと考えますので、併せて諮問するものです。

本システムは平成 2 9 年 1 0 月からの水道料金等徴収業務委託契約に基づき、受託業者である第一環境株式会社が導入いたしますが、システムの構築は専門のシステム開発業者に再委託することを予定しております。再委託は、個人情報保護の観点から原則禁止されておりますが、後ほどご説明いたします再委託先として選定する予定の株式会社パイプドビッツは、個人情報の取扱いに関して信頼性が認められますので、市と同等の個人情報保護管理措置を義務付けることを条件に再委託を承諾しようとするものです。添付資料の中段の表には、昨年度の受付業務の実績を示しております。料金センターで受け付ける手続きとして、水道の使用開始・中止、市内転居、名義変更、口座振替の開始・解除がございます。このうち、口座振替の手続きについては、直接金融機関での手続きとなることから、インターネットから資料を請求していただき、申込用紙を郵送することにより対応したいと考えております。運用イメージについては、先ほど別紙 1 でご説明したとおりでございます。インターネットでの申込みの流れについては、別紙 2 をご覧ください。水道使用者が使用開始、中止、名義変更などの依頼内容を選択した後、受付システムによる E-mail の認証が行われます。これは E-mail アドレスの登録間違いによるトラブルを防ぐためです。返信された E-mail に記載された URL から登録用の WEB サイトにアクセスし、必要情報を入力します。登録が完了すると、登録完了の E-mail が届きます。E-mail に記載された URL から WEB サイトにアクセスすることにより、登録内容を確認することができますが、誤って登録してしまった場合には、当該ページから依頼内容をキャンセルすることができます。また、登録内容を変更する場合

は、一旦当該ページからキャンセルし、改めて登録をしていただきます。先ほどの添付資料にお戻りください。2の導入のメリットですが、24時間365日申込みが可能であることに加え、言語障がいや聴覚障がいのある方でも自ら手続きが行えること、移動中や海外などからでも申込みが可能であることなどが挙げられます。また、水道料金徴収事務の受託業者である第一環境株式会社にとっても、引っ越しシーズンなどの繁忙期において電話対応の負荷が分散でき、ピーク時の電話対応に合わせて配置していた人員の削減が期待できます。その分の人員を他の業務に充てることで、より一層のお客さまサービス向上につながるものと考えております。マイページ機能の導入によるメリットとしましては、例えば、聴覚障がい者が登録内容を訂正する場合、マイページ機能を備えていない場合、改めてf a x等により連絡する必要がありますが、マイページ機能の導入によりインターネット上だけで手続きが行えるようになります。添付資料の裏面をご覧ください。3のシステム開発業者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、株式会社パイプドビッツに再委託する予定でございます。この会社は平成12年に設立し、資本金は約5億円、従業員数は約200人となっております。

また、第三者機関による情報セキュリティに関する認証として、ISO27001、STAR認証、プライバシーマーク認証を取得しております。特にSTAR認証はクラウドサービス事業者のセキュリティを第三者が評価する制度であり、クラウドサービスのセキュリティの信頼性が証明されております。次に、4のセキュリティ対策についてご説明いたします。本システムの入力フォームには、httpsという暗号化通信プロトコルを使用し、Webブラウザとサーバ間のデータ通信を暗号化することにより、盗聴やかいざんを防ぎます。取得したデータは、サーバの障害・破損等に備え、データセンターで毎日バックアップを実施いたします。さらに、遠隔地でのバックアップを毎日実施し、災害等でデータセンターが崩壊したり、データが失われた場合でも、データの復旧が可能となります。なお、バックアップデータは、最新のバックアップから14日間前までのデータが保持されます。最後に、サーバが設置されるデータセンターの安全性についてご説明いたします。データセンターの所在地等は安全管理上非公開とされておりますが、サービスの安定供給及び本システムの安全管理を目的として、下段の表に示す条件を満たすデータセンターを選定することとしております。まず、建物は、耐震、免震又は制震構造になっているものとします。次に、防犯対策として、24時間人が常駐し、侵入者に備えます。また、監視カメラ、ICカード及び本人確認により入室管理を行うとともに、誰が何時出入りしたのかを記録・管理し、物理的な不正侵入などのリ

スクを低減します。停電に備えるため、無停電電源装置及び自家発電設備を設置します。さらに、二重系統電源を確保することにより、一系統が停電した場合でも、もう一系統の電源から給電できるようにします。火災への対策として、特殊ガスによる消火設備を備え、消火の際の機器へのダメージを最小限に抑えます。水害対策として、水害リスクが低い立地を選定するほか、防水設備や浸水対策を施すことで、高波や豪雨などの水害に備えます。このようなセキュリティ対策を実施したデータセンターを選定することにより、安全性を確保してまいります。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 インターネットによる水道受付システムの導入事例はありますか。

説明員 事例はあります。神奈川県においては、神奈川県、横浜市、川崎市、秦野市、座間市の各事業者が現在のところ導入しています。全国的にもいろいろな事業者で導入されていますが、全ての事業者ではありません。

委 員 何かトラブルがあった例は聞いていますか。

説明員 事例は聞いていません。

委 員 今回、新たに加わる部分を確認したいのですが。

説明員 料金センターと水道局、第一環境株式会社のデータセンターとの関係は、10年前からありました。外部のデータセンターの使用については諮問をしていませんでしたので、今回、併せて諮問をいたしました。それ以外の部分を、今回新たに導入しようとしています。

委 員 トラブルを想定したバックアップについてですが、今、全国的にシステム化が進んでいます。地震等のトラブルが起きた場合、安全確保のためのバックアップの仕組みができていないか、確認したいと思います。

説明員 サーバの破損、障害に備え、データセンターでデータやプログラムのバックアップを毎日取っています。さらに遠隔地でのバックアップも取るようにしており、復旧を可能にしています。資料にもありますように、それぞれセキュリティ対策をとっています。資料2では、2. セキュリティ対策 (3) データセンターの安全性の中で示しています。また、I P-V P N回線を使用し、閉鎖的な空間の中で稼動しています。これはインターネットV P N回線より強固なものです。また、資料3では、4. セキュリティ対策 (3) データセンターの安全性の中で示しています。安全性には十分留意してまいります。

委 員 諮問事項が2つあるわけですが、既に導入済みの部分の業者である第一環境株式会社のプライバシーマーク等の認証状況は、既に諮問審議されているということですか。

説明員 既に導入済みの部分についても、今回諮問しています。こうした外部サーバの導入の場合についても諮問するという認識が、これまでありませんでした。新たなシステムを導入するに当たり、併せて諮問させていただきました。

委 員 第一環境株式会社のセキュリティについては、資料がないようですが問題ないということよろしいのですか。

説明員 分かりにくくて申し訳ございませんでしたが、資料2の2. セキュリティ対策において説明させていただいています。

委 員 第一環境株式会社ではV P N回線を使用しているということですが、これは専用線で結んでいるのですか。

説明員 I P-V P Nと呼ばれているクラウドサービスを利用した閉鎖的な回線です。

委 員 料金センターとデータセンターは別の場所にあつて、それをV P N回線で結ぶということですが、このセキュリティは問題ないのですか。

説明員 様々な対策を講じており、過去10年間、トラブルは一度もありません。

委員 平成19年10月から業務委託しているということですが、当初から第一環境株式会社の外部サーバと接続をしていたということですか。

説明員 そのとおりです。

委員 そうすると、10年間、諮問がされていなかったということですか。

説明員 そのとおりです。

委員 それは問題ないのですか。

会長 遡及的な話になりますが、ここで気が付いたので、他の諮問事項と併せて諮問しようということかと思えます。

事務局 補足的に説明させていただきます。条例の規定を字句どおり解釈すると外部サーバの利用については読み込めない部分があります。そういう意味で諮問が漏れてしまった経緯があります。ちょうど平成23年度頃に、外部サーバの利用についても、条例で規定する「オンライン結合による保有個人情報の提供」とセキュリティ対策的には同じものであるということで、審議の対象にさせていただくことになりましたが、そうした条例の拡大解釈的なものの庁内周知が、事務局としても徹底していなかったところがありました。今回の諮問は、新たにシステムの拡張をしようとする際、これまでの外部サーバの利用についても、遅ればせとはなりましたが併せて諮問させていただくものです。

会長 インターネット水道受付システムサーバは、市のサーバであるという理解でよろしいのですか。

説明員 市のサーバではなく、再委託先となるパイプドビッツ社が契約してデータセンターに置くものになります。

会長 そうすると、受託した業者が、自らの事務処理の便宜のために自ら確保したサーバということになりますか。

説明員 そのようになります。

会 長 そうすると、本来市が直接業務を行ってれば入手するであろう個人情報が、このサーバに入ることになるということですが。

説明員 そのとおりです。

会 長 それで諮問する、ということですか。

説明員 今回の諮問内容は、市が委託している料金センターが、さらにパイプドビッツ社に委託する予定でございます、そこと水道使用者が双方向で情報を遣り取りできるという関係になるので、オンライン結合に該当すると理解されたものです。

事務局 なお、既存の第一環境株式会社のサーバも同じ考え方です。そうしたことから、所管課としてはこれまで諮問を行わなかったということがあります。ただ、先ほどご説明のとおり、外部サーバについても、ここで審議いただくという取扱いを受けて、今回、所管課がこのような諮問を行いました。

会 長 もともと市の内部のサーバに情報を置いていて、業務委託するに当たり、市が外部のサーバを借りる等して情報を移し、それを受託業者が利用するという形をとっていたのではないですか。

説明員 水道局にホストコンピュータを置き、自ら処理していましたが、第一環境株式会社に水道料金の調定から滞納整理までを段階的に委託し、平成19年に最終的に電算業務まで委託した段階で、サーバ管理まで委ねるようになったという流れがありました。その段階で、水道局のホストコンピュータは使用しなくなりました。

会 長 いままで諮問のあった他の外部サーバも同じ話なのですか。だれが借りているかというより、どういう情報が入ったサーバなのかというところに着目しているのですか。

事務局 情報に関わるリスクの状況に着目して判断させていただいています。

委員 今後もこうしたシステム化が進むのではないかと思います。防災や停電対策といった、いろいろなことについて注意、検討してシステム利用を決めていくのだと思いますが、「安全である」という説明を信頼するしかないような感想を持ちました。とにかく、事故があってはならないと思います。

委員 システム利用のための契約内容をしっかりさせていくのが重要だと思います。その辺りの法的整理をしっかりすべきです。

説明員 新たに導入しようとしているシステム利用の契約はこれからですので、今の御意見を念頭に置いていきたいと思っています。

委員 今後は、こうしたシステム化をせざるを得ない状況が進むと思いますので、とにかく契約時に注意していくことが一番だと思います。

委員 データセンターとの遣り取りが、回線でなく、USBのような記憶媒体による場合でも、セキュリティの問題はあると思います。ですから、こうしたシステム化に当たって一番重要なのは契約であると、私も思います。

会長 他に質疑はありませんか。

会長 (質疑なし)

会長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では、審議に入ります。審議は、諮問事項ごとに分けさせていただきます。まず、諮問事項イについて、御意見いかがでしょうか。

委員 先ほどの説明の中で、平成23年度の条例の変更により、外部サーバの利用も諮問するようにしたとのことですが、そこから数えても6年ほど経っています。どうしてこんなことになってしまったのかと思います。他にもこうした例はあるのですか。

事務局 条例改正を行ったわけではなく、平成23年度当時、取扱いの変更を行ったわけですが、その周知が十分できませんでした。このため、所管課が取扱いの変更に気が付かず、今回のような諮問になってしまった、という経緯です。おそらく、他にもあるかと思われるので、今回のことを踏まえ、周知をしていきたいと思います。

会長 当時、私もこの審議会に加わっており、外部サーバについての諮問があったのですが、「オンライン結合に当たらないのでは。諮問は必要ないのでは。」といった話をしたところ、「そうかもしれませんが、情報管理について重要なことであり、限りなくオンライン結合に近いので諮問しました」という説明でした。このように運用を改めた時期に周知徹底ができていれば、それ以前の外部サーバ利用分も含めて既に諮問がなされたのでしょうが、そこがうまくいかなかった、ということで、今回諮問がされたものと考えます。

委員 もっと早急に対応されるべきだったと思います。ここまで放置されたこと自体、インシデント・アクシデントではないかと感じてしまいます。諮問がされず、外部で情報が扱われていたということについて、場合によっては市民の皆さんにお詫びしなければならないような気もしますが。

会長 諮問しなければならないことを承知していたのにそのままだったのか、承知はしていなかったが、今回の新しいシステムの諮問の際に気が付いて、すぐに諮問することとしたのか、どちらなのかで扱いが変わると思われます。これまでの説明ですと、後者ではないかと思われます。

会長 市のサーバなのかどうかの問題ですが、あくまでレンタルサーバのように市が借りて、それに受託業者がアクセスして使うということであれば、外部サーバという感じがしますが、事務を委託するときにデータを渡し、委託先で保管するようになっているもので外部サーバというのでしょうか。

委員 事務そのものを委託してしまう、ということのように思います。

事務局 サーバの問題というより、そのサーバを使用して、オンライン上で個人情報の遣り取りができてしまうことを問題とする考え方を持っています。受託業者が自らのサーバに

個人情報に格納し、内部で使用しているだけならオンライン結合とは関係ないと捉えています。ただ、今回は、市が情報を提供するのではなく、逆に受託業者が持つ情報の提供を受けるような形ですので、こうした場合も含めるものなのか、疑問には思いました。

会 長 諮問事項ウも含め、諮問していただいたほうがよいのは間違いありませんが、解釈的には気持ち悪さが残ります。

事務局 今後、こうした案件が増えていくと思いますので、取り扱いをどのようにしたらよいか、事務局としても悩んでいるところです。

会 長 諮問事項ウのように、委託先が利用者の便宜を図るため、インターネット等の利用を進めれば、委託者の市が関与しないところで、個人情報が溜まってしまうということにもなりますね。

事務局 委託契約上で、個人情報の取扱いについて明確にするようになっています。こうしたシステムを委託先で構築するのであれば、契約の中で明確に定めることになり、審議会に諮問すべき事項があれば、契約前に諮問をしていく態勢はとれるかとは思われます。

会 長 ここではすぐに結論は出せないと思います。諮問類型を整理し、今回の諮問の仕方でもよいかどうか検討するべきと思われます。

委 員 条例の考え方としては、個人情報は外に出してはいけないということですから、委託の場合でも基本的には出してはならず、委託契約時に注意が必要だということだと思います。最終的には市が責任をどこまで持つか、ということであり、その関係で今回も諮問がされていると考えます。こうした委託の例は増えていくと思います。ただ、これまでの条例では想定していないような類型だと思います。

会 長 諮問事項イについては、手続きの遅れに問題があるのでは、という御意見がありました。他に御意見はありますか。

委 員 情報漏えい等が起きないとは限りません。システムが悪用されることも考えられます

ので、そうした意見も付けたほうがよいと思いますが。

会 長 付帯決議がなくても答申に常時付される定型文言に、そうした内容は含まれていませんか。

事務局 目的外使用をしてはならない等の内容が含まれていますので、その中で読み取ることが可能かと考えられます。

会 長 それでは、今の御意見は付帯決議とは別に考えさせていただき、手続きの遅れの問題について付帯決議を行う考え方をとるとして、どういった内容にするかについてですが、何か御提案はありますか。

会 長 運用の変更があった後、これまで諮問が遅滞しまつたが、このようなことがないようにしてください、といった趣旨のものとして、文言については事務局に委ねるということでお諮りしてもよろしいですか。

委 員 いままで諮問がされなかったことには問題がある、という趣旨は含めたほうがよいと思います。

事務局 事務局側の周知が足りなかったというのが一番の問題だと思っていますので、そのような書き方とさせていただければと存じます。

会 長 それでは、諮問事項イについて、付帯意見を付けることとし、諮問が事後的になってしまったのは遺憾である、こうしたことがないようにしてほしいという趣旨とし、その文言は事務局に委ねることで承認することで採決したいと存じます。賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは付帯意見を付して承認することといたします。

会 長 次に諮問事項ウについて、ご意見いかがでしょうか。

会 長 この諮問事項のシステムでは、市が全く情報にアクセスできないようです。このようなサーバが市のサーバであるとは言えないように思えますが。

事務局 条例の文言は、確かに実施機関の機器と外部の機器を接続し、オンライン上で市が情報を提供することを「オンライン結合」としています。そして、これは拡大解釈になってしまうのですが、接続先を問わず、常時、回線上で個人情報を見たり入力できたりするのは、第三者の乗っ取り等が考えられ、非常に危険な取り扱いとなると考えられます。市として、その取り扱いについての決定権がある限り、本来のオンライン結合とリスクコントロールとしては同じ話だと捉えているところです。

会 長 委託業者が、自らの工夫で利用者のために一番良い方法を考え、それを提案してきたときに、それが条例でいうオンライン結合とするのはどうなのか、と思いますが、形式にこだわらず、こうした場で審議した方がよいのは間違いないと思います。

委 員 それは、情報の所有の問題にもなると思います。契約では、情報の権利は市にあって、機器は委託先のものということになっているのではないかと思います。そして委託先が変更になったときは、市が情報をもたらえることになっていると思います。実態はそういうことだと思いますが、ここで何を審議するかということになると別の話だとは思いますが。

会 長 条例の規定が、今の動きに追いついておらず、整理ができていないということだと思います。諮問すべき事項があるので、今の条文を使いながら対応している、ということかと思いますが、今後どのような対応をしていくかは、事務局にも考えてほしいと思います。

会 長 それでは、諮問事項ウについて採決したいと存じます。賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。

会 長 次に、諮問事項エ「総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用したオンライン結合による保有個人情報の提供」について審議します。総務課からの説明を求めます。

< 柏木総務課長が資料4に基づき説明 >

説明員 それでは、御説明します。この諮問は、いわゆる「類型諮問」でして、個別の諮問ではなく、包括的なものです。この内容をお認めいただければ、今後は、個々の事案が類型内容に該当する場合には、個別の諮問は行わない取り扱いをするものです。

類型内容としては、事案書の2項目目のおり、総合行政ネットワーク、いわゆるL GWANを利用したオンライン結合を行う一定の場合です。オンライン結合は、条例第10条で制限しているが、公益上必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがない場合は、審議会の意見をお聴きした上で、可能とされています。総合行政ネットワークを利用したオンライン結合の個別諮問は、これまでも何回かあり、全て御承認いただいています。直近では、今年の2月、資産税課による家屋評価システムの利用が諮問されています。今後も、総合行政ネットワークを利用したオンライン結合の事案が生ずる見込があります。

総合行政ネットワークは、事案書の3項目目のおり、各地方公共団体の組織ネットワークを相互に接続した行政専用のネットワークです。行政事務の効率化等を目的としており、その性質上、個人情報の取扱いも前提とされ、高度なセキュリティが確保されています。また、インターネットからも切り離された閉域ネットワークです。したがって、こうしたオンライン結合であれば、包括的に、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められ、また一定の公益上の必要性を認めてよいものと考えられます。

そこで、今回、このような類型諮問を行いました。なお、個人情報の提供は、条例第9条や第9条の3に規定する目的外提供の制限に反してはならないので、類型内容の①に、確認的な文言を置きました。

なお、資料として「地方公共団体情報システム機構」が作成した資料の抜粋をお付けしました。1-1では、総合行政ネットワークの概要が説明されています。1-2の基本方針で「高度なセキュリティの確保」がうたわれています。また、1-8では、具体的なセキュリティマネジメントの仕組みが説明されています。

類型諮問については、これまで、目的外利用や提供等に関する事例がありますが、オ

ンライン結合関係では、今回が初めてとなります。以上でございます。

会 長 質疑はありますか。

会 長 条例第9条の2は関わりがない、ということよろしいですか。

説明員 条例第9条の2は、特定個人情報の目的外利用に関する規定ですが、利用については外部サーバを含めたとしても、オンライン結合の問題にはなりませんので、関わりがないと捉えています。

委 員 条例では、「公益上の必要性があるときに提供できる」となっており、今回の類型内容にも条件として入りますが、これは誰が判断することになるのですか。

説明員 類型諮問をお認めいただければ、実施機関で判断することになります。

委 員 条例では、もう一つ「個人の権利利益を侵害するおそれがない」という条件がありますが、これは問題ないのですか。

説明員 今回の類型諮問の考え方としては、「個人の権利利益を侵害するおそれがない」かどうかは、L GWANを使用する限りは、侵害するおそれがないと認められるのではないかと考えました。公益上の必要性については、L GWANを使用するというだけでは、必ずしも満たされませんが、L GWANが行政事務の効率性向上のために存在しているということから、一定の公益性はあると捉えました。それ以上の個別判断は、実施機関に委ねていただいても支障はないのではないかと考えたものです。

委 員 L GWANを使用すれば個人の権利利益を侵害するおそれがない、とは言い切れないと思います。

委 員 この類型諮問を認めれば、L GWANを使用したオンライン結合は、個別に諮問することなく進めていく、ということですか。

説明員 そのような形になります。

委員 そうなると、不安があります。一定の歯止めが必要だと思います。

会長 適用例がある場合は、所管課から総務課にも相談があり、判断が微妙な場合は、個別に諮問するような扱いも考えられるのでしょうか。

説明員 そのような扱いも考えられます。

会長 L G W A Nを使用すれば、提供先は自治体等となりセキュリティが高い、また一定の公益性も認められるので、基本的には大丈夫であるということになるのでしょうか、それでも審議会で個別にチェックしたほうがよいのか、どちらの判断をするかということだと思います。

委員 条例第9条等との関係は、どのようになっているのですか。

説明員 条例第9条等は、目的外提供の制限に関する規定であり、第10条のオンライン結合とは別の問題です。したがって、オンライン結合が認められても、それが目的外提供であれば、第9条関係の問題が残ることになります。

会長 法令に基づかない目的外提供の例は、ありますか。

説明員 はい、例はございます。

委員 L G W A Nによる提供の例は、頻繁にあるのですか。

説明員 これまでは、年に1、2件でしたが、今後、このような例が増える可能性もあると考え、今回の諮問を行いました。ただ、はっきりとした予測があるわけではありません。

会長 類型としないことで、事務や審議会の運営に支障が生ずるのがはっきりしていれば別ですが、そうでないのであれば、しばらく様子を見ていくことも考えられます。

説明員 おっしゃるとおりと考えますので、今回は諮問を取り下げさせていただきます。

会 長 それでは、諮問事項エについては、取下げがあったものと認めます。

会 長 それでは次に、報告事項アからウまでを一括して事務局から説明願います。

(資料5から7に基づき説明)

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

(質疑なし)

会 長 それでは、報告事項については、これで終わります。

会 長 それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 では、これで第70回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

## 第70回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

### ●次第

### ●資料1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(下水道使用料管理事務)
- ・水道局と下水道部のデータ受け渡しについて
- ・水道局台帳(例示)
- ・下水道部台帳(例示)

### ●資料2・3

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(水道料金徴収事務(水道料金システムにおける外部サーバの使用))
- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(水道料金徴収事務(インターネット水道受付システム(マイページ機能を含む。))の導入)
- ・水道料金システムにおける外部サーバの使用について
- ・インターネット水道受付システム(マイページ機能を含む。))の導入について
- ・別紙1 水道料金システム及び受付システムの運用イメージ
- ・別紙2 インターネットでの申込みの流れ

### ●資料4

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用したオンライン結合による保有個人情報の提供)
- ・総合行政ネットワーク(LGWAN)の概要

### ●資料5

- ・個人情報取扱事務の登録状況

### ●資料6

- ・おだわらの情報公開・個人情報保護制度 平成28年運用状況報告書

### ●資料7

- ・個人情報事故等の状況(平成28年度判明分)